## 障害者控除対象者認定申請書

令和 年 月 日

碧南市福祉事務所長 殿

所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7に定める障害者又は特別障害者として認定されるよう下記のとおり申請します。なお、対象者の障害事由の変更・消滅が遡って生じた場合には、速やかにその旨を報告します。

_							
申請	<b>音</b>	住	所	〒 −	電話番号		
		氏	名		対象者と の続柄		
対 象	:者	住	所	□申請者と同じ	性 別	男 · 女	
		氏	名	□申請者と同じ	生年月日	明治・大正・昭和	
					工中万口	年 月 日	
認定を求める期間				<ul> <li>1. 令和4年分</li> <li>2. 平成・令和 年分</li> <li>3. 平成・令和 年分 平成・令和 年分</li> <li>□ 令和5年分以降、要件を満たす場合は証明書送付を希望します。 送付先:□対象者(基準日時点の住民票所在地)□申請者(本申請書に記載された申請者の住所地)※翌年1月25日頃送付する予定です。</li> <li>□ 令和5年分以降、要件を満たす場合でも送付は希望しません。</li> </ul>			
本人	1点 (ア) 2点 (イ)			□運転免許証 □運転経歴証明書 □住基カード(写真付) □パスポート □障害手帳 □その他( )			
本人確認書類				□健康保険証 □年金手帳・年金証書 □住基カード(写真無) □その他( )			
				□キャッシュカード □クレジットカード □社員証 □預金通帳 □診察券 □その他(発行元・)			
				- テした証明書は1枚(ア)、顔写真のないものは(A い証明書が1枚しかない場合は、本人のみが知りう			
市処理	宛名番号			介護度	 介護 1 ・	2 · 3 · 4 · 5	
	自立度			/ 認定期間 H·	R	. ~H•R	
欄	区分			障害 (知的・身体) ・特別障害 (	 知的 ・ 身体	<ul><li>ねたきり)</li></ul>	

※ 別世帯の方が代理申請される際は、裏面(委任状)の記載が必要です。

受付:	
-----	--